

大磯町住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等が不正取得された場合において、本人にその事実を通知することにより、本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する、次に掲げる証明書等をいう。
 - ア 住民票の写し（消除及び改製されたものを含む。）
 - イ 住民票記載事項証明書
 - ウ 戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）
 - エ 戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書又は一部事項証明書（それぞれ除かれたものを含む。）
 - オ 戸籍の謄本又は抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）
 - カ 戸籍に記載した事項に関する証明書（除かれたものを含む。）
 - キ 戸籍届出書の記載事項証明書
- (2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人 住民票の写し等の交付請求書（職務上請求書を含む。以下「交付請求書」という。）に交付請求対象者として記載された者（当該交付請求対象者の法定代理人を含む。）をいう。
- (4) 特定事務受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- (5) 職務上請求書 特定事務受任者の所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人への通知)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人に不正取得の事実を通知するものとする。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付請求書が保存年限を経過し廃棄されているとき又は死亡その他の理由により本人に通知できないときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等を取得した者が、住基法第46条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する不正取得者であることが明らかになったとき。

(2) 国、県その他関係機関からの通知等により、特定事務受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が明らかになったとき。

(3) その他町長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、本人が当該住民票の写し等の不正取得の事実を知り得ている場合は、通知しないことができる。

(通知の方法)

第4条 前条の規定による通知は、住民票の写し等の不正取得に係る通知書（別記様式）により行うものとする。

2 前項の通知書により通知する事項は、次のとおりとする。

(1) 請求の種別及び通数

(2) 住所又は本籍

(3) 世帯主又は戸籍の筆頭者の氏名

(4) 交付請求対象者の氏名

(5) 利用目的に関する事項

(6) 請求者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）

(7) 交付年月日

(8) 前各号の掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(通知後の対応)

第5条 町長は、第3条の規定による通知を受けた本人から、不正取得に係る相談があつたときは、適切な措置を講ずるものとする。

(不正取得した者の所属団体への改善要請)

第6条 町長は、住民票の写し等を不正取得した者が特定事務受任者であるときは、当該特定事務受任者が所属する団体に対して、必要に応じて再発防止への取組を要請するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

大磯町長

住民票の写し等の不正取得に係る通知書

この度、住民基本台帳法又は戸籍法の規定により交付した次の住民票の写し等について、不正に取得されたことが判明しましたので、大磯町住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理要綱第3条の規定により、通知します。

請求の種別及び通数	
住所又は本籍	
世帯主又は戸籍の筆頭者の氏名	
交付請求対象者の氏名	
利用目的に関する事項	
請求者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	
交付年月日	
備考	

事務担当連絡先